

捜査要請書

平成24年2月9日

東京地方検察庁刑事部長 殿

告発人代表 八木 啓 代
野崎 泰 志

告発人らは、平成24年1月12日、最高検察庁に対し、被告発人不詳による偽計業務妨害罪と、被告発人田代政弘による虚偽公文書作成罪を告発した（以下、「本件告発」という。）が、本件告発は受理された上、同月17日、同庁から貴庁刑事部に回送されたことを把握している。

しかるに、本件告発受理から20日間が過ぎたにもかかわらず、少なくとも報道からは、貴庁刑事部が本件告発について積極的に捜査しているとは到底窺えない。

そこで告発人らは、貴庁刑事部に対し、以下の事実を踏まえ、速やかに、そして適正な捜査を遂げるよう強く要請する。

1 被告発人田代が作成した捜査報告書の虚偽性がいつそう明らかになっていること

平成24年2月5日の朝日新聞の報道によれば、被告発人田代が作成した内容虚偽の捜査報告書（以下、「本件捜査報告書」という。）には、本件告発を行った時点において判明していなかったさらなる虚偽の事実が記載されていることが明らかにされている。

同新聞の記事によれば、石川知裕氏を取り調べた被告発人田代は、本件捜査報告書に①検察官調書への署名を巡り、石川氏が「署名拒否でもよいですか」と申し出たのに対し、被告発人田代が「それはあなた自身の判断ですよ。どうしますか、署名拒否にしますか」と述べ、これを承けた石川氏が「そんな、突き放さないでくださいよ」と言ったやりとり②被告発人田代が石川氏に「あなたは『弁護士から【どんな内容の調書であっても署名してはならない。署名は拒否するように】ときつく言われたんですよ。もう1日待ってもらえませんか』と言って、泣きついてきましたよね」と言ったのに対し、石川氏が「その通りです」と答え、さらに被告発人田代が「翌日になっても、ごねていたじゃないですか」と言い、これに対して石川氏が「そうでしたね。でも検事から『供述が真実であって、その通りの内容が供述調

書に取られていれば、署名拒否する理由はないでしょ』と理詰めでこられて、『調書に署名したことは、弁護士には内緒にしてください』とお願いして、供述調書を作ったんでしたね』と言ったというやりとりが記載されているが、これらの記載にあるやりとりは、いずれも石川氏がI C録音した録音データにはまったくない。

すなわち、本件捜査報告書の虚偽性は何人の目にもいっそう明らかになっている。

2 特捜部の一部の検事によって組織的に行われた犯行であること

本件告発状のとおり、被告発人田代は、本件捜査報告書を作成した当時、東京地方検察庁特別捜査部所属の検事であったが、主任検事でもなければ副部長、部長といった役職にもなかった。

すなわち被告発人田代は、あくまで上司や主任検事らの命に従って捜査を遂行する立場にあった一検事にすぎなかったのである。

ところで、平成23年12月16日、東京地方裁判所で開かれたいわゆる陸山会事件の公判で証人出廷した前田恒彦元検事は、同事件の捜査状況について次のとおりの証言をした。

「本件（陸山会事件のこと）では（ゼネコンからの）裏献金で小沢先生を立件しようと積極的なのは、東京地検特捜部特捜部長や〇〇主任検事（法廷では実名）など一部で、現場は厭戦（えんせん）ムードでした。東京高検検事長も立件に消極的と聞いていました」（同日産経新聞参照）。

前田元検事の上記証言によれば、陸山会事件の捜査に従事していた「現場」すなわち被疑者や参考人の取調にあっていた検事たちは、被告人小澤一郎の起訴について消極的だった。この「現場」に被告発人田代も含まれるのではないかと思われる。

そして、被告人小澤の起訴に消極的な判断をしていたのは、被告発人田代を含む「現場」の検事たちにとどまらず、東京高等検察庁検事長も同様だったのであり、それにもかかわらず、当時の同地検特捜部長や本件の主任検事などの「一部」の検事たちは、なおも被告人小澤の起訴に執着していたと考えられるのである。

すなわち、検察庁としては不起訴処分とした被告人小澤を、検察審査会の起訴議決を利用して是が非でも起訴すべく、「一部」の検事が不起訴後も執念を燃やしていたことが推測できるのである。

そして、告発状でも述べたとおり、本件捜査報告書は、検察審査会に提出され、審査員が被告人小澤を起訴すべきとする誤った判断を行うことに大きな影響を与えたものであり、議決書にもその一部が引用された。この結果をみれば、まさに被告人小澤の起訴をもくろんでいた検事たちが、被告発人田

代に本件捜査報告書を作成・行使させたことが奏功したというほかない。

そして、前田元検事の証言によれば、被告発人田代に本件捜査報告書の作成を命じたのは、「(当時の)東京地検特捜部長や主任検事」らである疑いは極めて濃厚である。

被告発人田代は、たしかに本件捜査報告書の作成者であり、作成名義人である。しかし、陸山会事件捜査においてなんらの決定権限もなかった一介の検事でしかなかった同人には、そもそも被告人小澤を是が非でも起訴しようという個人的動機があったとは思えない。本件虚偽公文書作成罪は、あくまで被告人小澤の起訴をもくろみ、かつ、被告発人田代に本件捜査報告書の作成を命じることのできた検事のはたらきかけによる犯行と考えるのが合理的である。

すなわち、本件虚偽公文書作成罪は、検察庁の組織としては不起訴という決定を行ったのにもかかわらず、特捜部長等の一部の検事が、その組織の決定に反して検察審査会の起訴議決を利用して是が非でも被告人小澤を起訴させるべく、被告発人田代に命じて敢行した可能性が高いのである。

本件捜査報告書のもととなった被告発人田代による石川氏の取調が行われたとき、石川氏はすでに被告人であった。そもそも起訴後の被告人の取調自体が不適當であるし、ましてその取調の際に、過去の取調での自白理由を尋ねるといことが捜査実務ではおよそあり得ない。

このことも踏まえれば、本件虚偽公文書作成罪は、被告人小澤の起訴をもくろむ特捜部長や主任らの一部の検事が、被告発人田代に対し、本来不適當な起訴後の取調を命じたばかりか、検察審査会を欺いて被告人小澤に対する起訴議決をさせるに足りる本件捜査報告書を作成するよう、圧力をかけて行わせたというのが実態だと考えられる。

虚偽の証拠を作り上げて検察審査会の審査を誤らせるなどということは、絶対にあってはならないことである。しかも、本件は、検察庁の組織が行った不起訴の決定を維持する方向ではなく、検察庁にとっても不名誉極まりない、組織としての不起訴の決定が検察審査会の起訴議決で覆されるという事態を狙って行われた、まさに検察庁組織に対する反逆行為であった可能性が高い。それは、検察庁にとっても到底容認できない行為のほうである。

本件告発は、被告発人田代個人の処罰を求めることを主たる目的とするものではない。被告発人田代をして本件虚偽公文書作成罪に手を染めさせた組織的背景を明らかにすることも含め、真相を究明して厳正なる処罰を行うこと求めているのである。

よって、告発人らは、貴庁刑事部検察官に対し、本件虚偽公文書作成罪が、被告発人田代の単独犯であるなどという表面的な事実認定を万が一にも行うこ

となく、一部の検事達によって組織的に行われた犯行であることを十二分に解明するための捜査を速やかに行うよう、強く要請するものである。

しかも、本件の実態にかんがみれば、関係者による証拠隠滅の恐れがあるので、これを防ぐための早急な対策が必要である。

なお、貴庁刑事部が本件を積極的に捜査していない理由として、検察庁が陸山会公判への影響を懸念していると仄聞しているが、検察審査会の起訴議決によって起訴された陸山会公判において、その起訴議決に至る過程に問題があったことはもはや明白になっていることから、本件について速やかに捜査を行うことこそが、むしろ検察庁が陸山会公判に対して公正な姿勢で臨むことに直結することを付言しておく。

追って、2月6日、貴庁は、陸山会事件における東京地方裁判所からの「東京第五検察審査会に提出された証拠のリストを開示するように」との求めを拒否したものであるが、同検察審査会にいかなる証拠が提出されたのかについてのリストすら、指定弁護士や貴庁が裁判所に明らかにしないとすれば、裁判所は被告人小澤の起訴議決が合法あるいは妥当だったのか、すなわち公訴棄却をなすべきか否かを判断することができない。

被告人小澤に対する起訴議決の当否が陸山会事件の公判で明らかに問題視されているにもかかわらず、そもそもの捜査の当事者である貴庁がこの問題を放置するがごとき態度をとるのは、およそ公益の代表者たる検察官にあってはならないことであろう。

貴庁が、裁判所の求めにもかかわらず上記リストすら開示しなかった理由として、「陸山会事件の公判に影響を及ぼす」旨懸念したとすれば、なおさら陸山会事件の起訴議決の不正の根源である本件告訴事実の捜査をより迅速かつ徹底して遂行すべきはずである。